

を月額に変更

2019年
12月
定例会

12月5日～12月19日

12月定例会で審議された議案の審議内容(抜粋)

条例の主なもの

●農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員の定数が少なくなります。併せて推進委員の報酬が月額から月額に変わります。(次の任期から適用されます)

大崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正し、農業委員の定数を13人から11人に、農地利用最適化推進委員の定数を20人から11人にそれぞれ減ずるものです。併せて非常勤職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正して推進委員の報酬を月額5050円から月額40000円とするため所要の改正を行うものです。

質…現在、住民の方々から農地の貸し借りについて、借り手が一部の農業者に偏っているところもあるのではないかとのお話を伺っている。定数が減になることで農業委員会としての公共性あるいは公平性が保てなくなる恐れがあるのではないかと考える。この点について、どのような対処を考えているのか。

答…定数減により公共性あるいは公平性が保たれなくなるのではないかとという意見については、委員向けの研修などを行いそのような事がないように努めていく。

●公共下水道の使用料が段階的に上がります

下水道使用料について、平成15年3月の供用開始以降見直しされていない事から、今後の経営状況を見据え改定するため、大崎町公共下水道条例の一部を改正するものであり令和3年1月1日から施行するものです。

公共下水道使用料

		適用期間	基本料金(円) (1か月当たり 5㎡までの分)	従量料金(円) (1㎡につき)	
現 行		～令和 2.12.31	450	5㎡を超え 40㎡まで	90
				40㎡を超え60㎡まで	110
				60㎡を超える分	120
改定後	激変緩和 措置期間	令和3.1.1～12.31	600	5㎡を超える分	120
		令和4.1.1～12.31	650	5㎡を超える分	130
		令和5.1.1～12.31	700	5㎡を超える分	140
	新使用料	令和 6.1.1～	750	5㎡を超える分	150

※下水道使用料の算定は適用期間を基に行いますが、使用料の請求時期は、事務処理の関係上約2ヵ月後になっています。なお、消費税及び地方消費税は別途加算されます。